

成年後見の能力判定について

(放送大学大学院 政策運営プログラム修士論文要旨平成 16 年度)

新成年後見制度の鑑定、能力判定のあり方

—能力判定からニーズ判定へ—

要旨：鑑定とは医療専門職である医師が提出する司法判断のための資料である。新成年後見法の鑑定については、2000 年最高裁事務総局家庭局は『新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引き』により鑑定書記載ガイドラインを示した。その中で鑑定事項は(1)(3)の医療的な診断に加えて、(2)の財産管理能力の判定を求めている。(2)の内容は、医師による財産管理能力についての判定であり、個人の精神医学的状态(1)(2)を前提として被後見人等の能力の程度を判断するとされる。

鑑定においては三類型、そして正常の 4 つに区分する事を求められている。

ところで精神疾患に係わる医学的診断は、WHO の国際的診断基準およびアメリカの精神医学会の診断基準が国際的に標準として紹介されるが、これらはともに精神状態だけではなく個人の行動を問題とするものである。生物個体的な脳機能の状態ばかりでなく、その個人が行なう行動、社会的な行動がどの程度逸脱しているのかを問題としており、多軸的な診断方法が採用されている。一方司法の行う審判は、法律行為を有効に行なう能力(意思能力)の具体的表現である事理弁識能力を問題にして、その程度により三類型及び正常に分類するものである。

司法の能力判定についてどのような内容となっているかを考察するために、障害者の行った契約の有効無効を裁判所が判断するに際し、その障害者の意思能力の有無が争われた判例について、どのような内容がどのように判断に影響をあたえているかを整理して、契約に際しての意思能力、その具体的表現である事理弁識能力の概念構成にあたりたい。

契約行為について該当する 22 判例(戦後のみ)を分析したところ、表Ⅲのとおりである。

まず鑑定結果が必ずしも審判の結果と同じではなく、契約の経過の通常性、その個人の日常生活の通常性が認定された事案では、そのような経過、日常生活を送る事ができた個人において、医師の判断にも拘らず、契約当時の意志能力を認めている。そしてその状態での契約効果はその個人の生活に及ぼす影響をたとえば「右意思表示の効力を全面的に本人に帰属させる事が本人にとって酷に過ぎるといふほどの状況にはなく」などとしてその生活危機の度合いを検討しつつ、さらに契約効果の及ぶ第三者がある場合はその保護の要請も勘案されている。

この整理から、法的能力の判断において考慮される事項は、成年後見法の目的、一つは旧法から引き継がれている取引社会における法律関係の安定の確保と、もう一つは新法において脱施設、ノーマライゼーションの時代に向けて市民生活をする障害者の生活破綻、危機からの保護(民事的保護)と言う二つの要請とも合致している事が分かる。

以上から、意思能力の判断という法的判断は、その個人の内心のありようを検討するよりは、現実の法律関係の効果が社会的に妥当であるか否かが問題であり、妥当性の内容とは、

現成年後見法の目的と矛盾なくその範囲内にあつて、社会的妥当性に合致しているか否かであると思われる。医学的鑑定はその中のさまざまな事実問題の一つと思われる。

そのためこのような判例が検討した法的能力とは、個人が取り結ぶ社会関係、法律行為の効果として客観化されうる能力と思われる。意思能力の具体的表現である事理弁識能力は、医療的な観点からの能力判定(鑑定)とは別個な法的能力の判定なので、個人の内的な心理的様態、認識過程などのいわゆる『精神能力』よりも、個人が『現実』の社会において相手のある社会関係、法律行為を行なつてどのような効果、結果を起こしうるのか、その惹起した法律効果の診断、生活危機との関係が焦点であろうと思われる。

個人がその時の大脳機能の病変、機能異常、失調などをもってする法律行為の効果が、彼に『生活リスク』を引き起こしたのか、そしてその度合いである。成年後見制度としてはひき起こされるであろう危機をも含むと思われる。

このような生活危機に対応する社会サービス(対人サービス)の整備を前提とすれば危機回避は、現実の社会関係の中で危機回避の為にするニーズ充足行動、社会サービス調達行動と重なり、結果、WHOのICFの活動力に近似して、能力判定はニーズ判定と重なり得ると思われる。

またこの流れは、市民の契約においても19世紀的形式主義とも表現され、擬制が過ぎるなどとも評価される、個人の意志と言う抽象的概念によって正当化付け、契約当事者の契約時点の意思を軸にする契約法理を修正して、その背後にある、現実の社会関係、共同体の歴史的経過、慣習などの歴史的現実を反映する法律関係において、その法律効果の妥当性、公平性などを具体的に問題とする方向での変化、「契約の現代化」の方向とも合致していると思われる。

【キーワード】

医学的診断, 事理弁識能力, 法律行為, 法律効果, 契約の現代化